

平成30年度 定期監査結果（後期：一般会計・特別会計）

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成30年度定期監査（後期）

(2) 監査の対象

平成29年度及び平成30年度の職員監査実施月の前々月までの期間における財務に関する事務の執行

(3) 監査の実施

179機関について、平成30年10月から平成31年2月まで実施した。

区 分	本 庁	出 先 機 関 (試験研究機関, 県立学校, 警察署等)	計
知事部局	—	58	58
教育委員会	—	90	90
公安委員会	—	31	31
合 計	—	179	179

(4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費及び委託料を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施するとともに、併せて支出事務については、需用費及び賃金について、債権者（支払の相手方）に対する外部確認調査を行い、支出に係る会計処理の適正な執行を図るため監査の充実に努めた。

2 監査の結果

(1) 結果の概要

監査を実施した179機関の財務に関する事務の執行について、154機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の25機関においては、次のとおり是正又は改善を要する1件の指摘事項や35件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 （法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

1件（教育委員会 1件）

文書注意事項 （指摘事項に至らない事項で、更なる的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）

35件（知事部局 8件、教育委員会 6件、公安委員会 21件）

(2) 監査結果の報告及び公表並びに講じた措置の通知

区 分	監 査 結 果	措 置 の 通 知
知事部局	報告：平成31年3月15日	報告：令和元年7月22日 公表：令和元年9月6日
教育委員会	公表：平成31年3月29日	報告：令和元年6月10日 公表：令和元年7月5日
公安委員会		報告：令和元年5月30日 公表：令和元年7月5日

(3) 監査の結果

指摘事項〔教育委員会〕

機 関 名	事項の内容	講じた措置の内容
鹿児島水産 高等学校	海技免状の有効期間が失効した3人の海技士を乗り組ませて漁業実習船薩摩青雲丸を航行したことにより、県に多額の損害が発生している。 (県負担額1,266,310円)	1 管理マニュアルを作成し、校長を全体管理者として毎航海前に乗組員及び学校側双方による乗船に必要な海技免状等の各種書類の所持及び有効期限等の確認を行うこととした。 また、免状等の写しを本校に保管するとともに更新期限1年前から担当者による更新の勧奨も行うこととした。 2 毎航海前後にある職員研修において、改めて各々の法令上の責務等を理解、認識した上で職責を果たすよう、校長及び船長による、より一層の指導・監督を行うこととした。 3 自主検査においても、海技免状等の更新状況の確認を行うこととした。 4 実習船を利用して行われる各種実習に必要な教育職員免許以外の免許についても、更新漏れのないよう指導を徹底することとした。

文書注意事項〔知事部局〕

機 関 名	事項の内容	講じた措置の内容
総務部		
県立短期大学	報償費の支払が遅延しているものがある。(6か月以上2件、1か月以上32件)	1 再発防止の対策 報償費の支払について、平成30年度は、以下のとおり措置を講じた。 (1) 入試手当 前年までは、大学入試センター試験、推薦入試、一般入試等全ての入試作業終了後にまとめて報償費の支払事務を行っていたが、事務の見直しを行い、平成31年1月19、20日に実施したセンター試験に係る報償費については、平成31年2月13日に支払った。 (2) 実習謝金 実習受入校に受入実習生の評価に関する書類の早期提出を依頼し、平成30年度は約半数(25件)について実習終了後1か月以内に支払を完了した。 残り(29件)については、書類の提出に1か月以上かかったため、支払が実習終了後約2か月(うち1件は6か月後)になった。 このため、従来の口頭による書類の早期提出依頼に加え、新たに実習依頼文に書類の提出期限を明記することとした。
かごしま県民交流センター	報償費の支出について、適正でないものがある。 ・ 根拠となる業務実績	1 再発防止の対策 事業担当課、会計担当課の職員を集め、以下の点について周知徹底を図った。 (1) 事業担当課に対し、支払に係る根拠

	<p>が確認できないもの等がある。(11 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度と同様、支給内訳書に不備がある書類により、決裁を行っているものがある。(31件) 平成29年度と同様、支払が遅延しているものがある。(1 か月以上4件) 	<p>資料として、支給内訳書とともに、支給の根拠となる業務実績が確認できる資料を会計担当職員に提出するよう周知した。</p> <p>(2) 事業担当職員が支給内訳書を作成後、速やかに所属長の証明印を受領し、その後に日付の記入も行うよう周知した。また、会計担当課においては、支給内訳書の押印及び日付の記載状況のチェックを更に徹底することとした。</p> <p>(3) 事業担当職員においては、事業完了後速やかに支払に必要な資料を会計担当者に提出するよう周知するとともに、事業担当課内でも支払状況の確認について努めることとした。</p> <p>(4) 上記内容について、事業担当・会計担当及び両課の管理監督者及び所属長が確認すべき事項を明確にしたチェックシートを作成し、会計伝票に添付することでチェック体制の強化を図ることとした。</p>
くらし保健福祉部		
精神保健福祉センター	平成29年度に支払うべき旅費を、平成30年度に支払っているものがある。(1 件 38,097円)	1 再発防止の対策 庶務事務システムによる旅行命令の入力漏れ・入力誤りを防止するため、旅費事務担当者が外部債権者に同行する職員に旅行命令票を渡す際に、内容を相互に確認するとともに、月1回、庶務事務システムの旅行命令状況及び支払処理状況を旅行命令入力者と外部債権者に同行する職員の2人以上で確認することとした。
若駒学園	公用車の物品事故により、損害が発生している。(1 件 県負担額 361,800円)	1 再発防止の対策 (1) ハンドルを握ると目に付くよう車内に注意喚起のステッカーを貼付した。 (2) 職員に出発時の安全確認の重要性を周知するとともに出発の際は、必ず目視で前方及び後方の確認をするよう指示した。 (3) 職員朝会や職員研修等において、交通安全について注意を喚起した。
商工労働水産部		
水産技術開発センター	交通事故により、公用車に損害が発生している。(1 件 県負担額 208,948円)	1 再発防止の対策 (1) 毎月開催している「定例部長会」において、所長が交通事故・交通違反について、毎回注意喚起しており、その内容を各部長が部員に周知している。 (2) 年度当初の「職員会議」において、所長が職員に対して交通事故・交通違反について、改めて注意喚起した。
農政部		
農業開発総合センター	授業料について、納入が遅延しているものがある。(4 か月以上1件)	1 再発防止の対策 授業料の文書督促は5月26日に行っており、その後も電話での督促を行っていたが、その記録を行うよう改めた。督促

		<p>の時期を逸しないよう、随時財務会計端末で未収金がないか確認を行うこととした。</p> <p>納期内納付については、これまでも保護者会や納付書の送付の際に依頼していたが、さらにホームルーム等においても呼びかけていくこととした。</p>
	委託料の支出負担行為が遅延しているものがある。(8か月以上1件)	<p>1 再発防止の対策</p> <p>支出負担行為の遅延については、職員監査後職員会議等において指摘事項の内容について周知を行うとともに、書類作成等を早めるよう注意喚起を行った。</p>
農業開発総合センター 大隅支場	委託料等の支出負担行為が遅延しているものがある。(6か月以上1件、3か月以上1件、1か月以上4件)	<p>1 再発防止の対策</p> <p>(1) 職員監査終了後、各研究室長等を通じて、指摘のあった内容について全職員に周知するとともに、職員会議において、適正な事務処理に努め、支出負担行為の時期が遅延することがないように注意を喚起した。</p> <p>(2) 職員監査以降の事務処理に当たっては、必要な書類の早期の徴収に努め、支出負担行為に遅延が生じないように努めた。</p> <p>(3) 令和元年度の委託事業については、前年度中に事業の実施時期等の事業計画について総務課職員が情報を把握し、支出負担行為が遅延しないよう執行管理を行っている。</p>

文書注意事項〔教育委員会〕

機 関 名	事項の内容	講じた措置の内容
始良・伊佐 教育事務所	<p>平成28年度の給料の調整額等に誤りがあり、平成29年度に支出・返納しているものがある。(給料の調整額1件132,000円、旅費4件980円)</p> <p>平成29年度の旅費に誤りがあり、平成30年度に返納しているものがある。(2件 300円)</p>	<p>1 電算入力報告漏れを防ぐため、入力前後の確認を複数の職員で行うようにするとともに、発令内申の漏れを防ぐため、市町教育委員会に対し情報共有を密に行うよう指導を行った。</p> <p>2 学校に対して、管理職研修会、事務職員研修会及び教育事務所の事務指導において、過年度支出及び返納の現状について説明し、複数の検査補助者による実効性のある自主検査の実施等、防止について徹底するよう周知した。</p> <p>3 各市町教育委員会教育長に対して、過年度支出及び返納の現状と給与事務の適正な執行について徹底されるよう通知した。</p>
大島教育事務所	平成28年度に支払うべき旅費を、平成29年度に支払っているものがある。(1件 97,380円)	<p>学校に対し、管理職研修会、事務職員研修会及び事務指導の際に、正確な事務処理及び確実な照合を行うよう指導した。</p> <p>また、実効性のある自主検査の実施を徹底するよう指導した。</p>
山川高等学校	現金収納した生産物売払収入について、金融機	現金を直接収納した場合は、可能な限り即日金融機関に払い込むようにし、収納時

	関への払込みが遅延しているものがある。(11日遅延1件)	間との関係で翌日に払い込む必要がある場合は、金庫に保管するとともに、複数の職員で情報を共有し、金融機関への払込みが遅延することがないように、毎日午前中に金庫内の現金の有無を必ず確認することとした。
	授業料について、納入が遅延しているものがある。(3か月以上1件, 2か月以上1件)	期限内に納付するよう保護者への周知を徹底するとともに、口座振替がなされない場合は、納付書の送付の際に、確実に納入するよう改めてお願いすることとした。
加世田常潤高等学校	平成29年度と同様、旅費の支払が遅延しているものがある。(3か月以上2件, 1か月以上3件)	旅行完了後、確認から請求までの事務処理を速やかに行うよう、全事務職員に注意喚起を行うとともに、支払の状況をチェックしながら、速やかに支払ができるようにすることとした。
南薩養護学校	平成29年度の赴任旅費に誤りがあり、平成30年度に支出・返納しているものがある。(3件 144,050円)	赴任旅行命令附属票から旅費システムへの入力時及び赴任旅行命令票出力後から決裁までの間に、発着地・経路の確実な照合を行うとともに、赴任旅費請求書備考欄に、移転料の積算内容を手書きで表示するよう改善を図った。

文書注意事項〔公安委員会〕

機 関 名	事項の内容	講じた措置の内容
免許試験課	パソコンの物品事故により、損害が発生している。(1件 県負担額 145,260円)	1 事故当事者に対する指導を実施するとともに、朝礼時に職員に対して、物品事故の発生状況及び原因等を説明し、再発防止の指示・教養を実施した。 2 継続的な意識醸成を図るため、全体会議等において、教養資料等に基づく教養を行い、再発防止に努めている。
交通機動隊	平成29年度と同様、旅費に誤りがあり、次年度に返納しているものがある。(13件 14,250円)	前例を踏襲することなく、事務処理の都度、適正な処理方法であるか検証して、再発防止に努めている。
	業務委託に係る履行確認について、年度を超えて行っているものがある。(2件)	1 所属において、処理者である前任の会計係長に対し、年度末の履行確認事務について指導・教養を実施した。 2 県警察全体の取組として、県の主催する会計事務研修に積極的に参加させ、職員個々の実務能力の向上を図り、職員相互間のチェック機能の強化に努めている。
鹿児島中央警察署	平成29年度と同様、パソコンの物品事故があり、損害が発生している。(2件 県負担額 860円)	1 事故当事者に対する指導を実施するとともに、朝礼時に署員に対して、物品事故の発生状況及び原因等を説明し、再発防止の指示・教養を実施した。 2 継続的な意識醸成を図るため、定期招集等において、教養資料等に基づく教養を行い、再発防止に努めている。
	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。(6件 県負担額 144,600円)	1 事故当事者に対する指導を実施するとともに、再発防止のための運転訓練を実施した。 2 新任警察官等を対象とした運転技能向上のための訓練を実施した。

			<ul style="list-style-type: none"> 3 交通事故防止のための教養資料を発出し、注意を喚起した。 4 定期招集や朝礼等において、幹部職員による指示・教養を実施した。 5 朝礼時に、署員によるヒヤリハット体験談のスピーチ及び安全運転六則の唱和を行い、再発防止に努めている。
鹿児島西警察署	平成29年度と同様、パソコンの物品事故があり、損害が発生している。(2件 県負担額44,060円)		<ul style="list-style-type: none"> 1 事故当事者に対する指導を実施するとともに、朝礼時に職員に対して、物品事故の発生状況及び原因等を説明し、再発防止の指示・教養を実施した。 2 継続的な意識醸成を図るため、全体会議等において、教養資料等に基づく教養を行い、再発防止に努めている。
	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。(7件 県負担額119,426円)		<ul style="list-style-type: none"> 1 運転技能の向上及び事故防止を目的として、若手職員を対象とした実践的な運転訓練を実施した。 2 事故当事者及び若手職員を対象とした事故防止の指導・教養を実施した。 また、教養等を実施後、危険予測運転の重要性に関するディスカッション方式による検討会等を実施した。 3 教養資料を発出し、事故防止に努めている。 4 朝礼時等において、署員によるヒヤリハット体験談のスピーチを行い、再発防止に努めている。 5 事故防止等を目的として、定期的に車両清掃及び点検等を実施している。
	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(11件 県負担額260,897円)		
鹿児島南警察署	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。(4件 県負担額108,662円)		<ul style="list-style-type: none"> 1 定期招集や朝礼等において、幹部職員による指示・教養を実施した。 2 安全運転講習会等への出席者による還元教養を実施した。 3 教養資料等を発出し、事故防止に努めている。 4 運転技能の向上及び事故防止を目的として、若手職員等を対象とした運転訓練を実施した。 5 事故防止を目的として、署員を対象とした後退時の誘導訓練を実施した。 6 事故防止等を目的として、毎朝、車両清掃及び点検等を実施している。
	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(11件 県負担額567,060円)		
南さつま警察署	平成29年度と同様、公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。(4件 県負担額54,440円)		<ul style="list-style-type: none"> 1 運転技能向上及び事故防止を目的として、運転訓練を実施した。 2 ヒヤリハット体験集を作成し、朝礼時等において、署員に体験談を発表させ、情報の共有を図り、再発防止に努めている。 3 教養資料等を発出し、事故防止に努めている。 4 事故防止等を目的として、定期的に車両清掃及び点検等を実施している。
	交通事故により、公用車等に損害が発生している。(1件 県負担額231,379円)		
日置警察署	交通事故により、公用車等に損害が発生してい		<ul style="list-style-type: none"> 1 運転技能向上及び事故防止を目的として、運転訓練等を実施した。

	る。(1件 県負担額185,800円)	<ul style="list-style-type: none"> 2 朝礼時において、事故防止に関する規則の唱和を行い、交通安全意識の醸成に努めている。 3 事故防止等を目的として、定期的に車両清掃及び点検等を実施している。
さつま警察署	交通事故が複数あり、公用車に損害が発生している。(3件 県負担額276,718円)	<ul style="list-style-type: none"> 1 事故当事者に対する教養及び実技指導等を実施した。 2 運転技能の向上及び事故防止を目的として、若手職員等を対象とした運転訓練を実施した。 3 幹部職員による、運行前の運転者に対する、交通事故防止等に関する指示を実施している。 4 定期招集や朝礼等において、幹部職員による指示・教養を実施した。 5 危険予測十則の朗読、ヒヤリハット体験談のスピーチ、定期的な車両清掃及び点検等を実施して交通安全意識の醸成に努めている。
出水警察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(5件 県負担額103,600円)	<ul style="list-style-type: none"> 1 定期招集や朝礼等において、幹部職員による指示・教養を実施した。 2 事故防止等を目的として、定期的に車両清掃及び点検等を実施している。 3 事故当事者に対する教養及び実技指導等を実施した。 4 教養資料等を発出し、事故防止に努めている。 5 緊急走行時における視聴覚資料を利用した教養を実施した。 6 車両駐車時に前方にパイロンを設置して、交通安全意識の醸成に努めている。
霧島警察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(7件 県負担額408,145円)	<ul style="list-style-type: none"> 1 定期招集や朝礼等において、幹部職員による指示・教養を実施した。 2 事故当事者に対する教養及び実技指導等を実施した。 3 教養資料を発出し、事故防止に努めている。
鹿屋警察署	平成29年度と同様、パソコンの物品事故があり、損害が発生している。(2件 県負担額69,631円)	<ul style="list-style-type: none"> 1 事故当事者に対する指導を実施するとともに、朝礼時に署員に対して、物品事故の発生状況及び原因等を説明し、再発防止の指示・教養を実施した。 2 継続的な意識醸成を図るため、定期招集等において、教養資料等に基づく教養を行い、再発防止に努めている。
	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。(3件 県負担額164,687円)	<ul style="list-style-type: none"> 1 定期招集や朝礼等において、幹部職員による指示・教養を実施した。 2 事故当事者に対する指導・教養を実施した。
	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(9件 県負担額161,195円)	<ul style="list-style-type: none"> 3 交通事故防止を目的とした教養等を実施した。
沖永良部警察署	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生して	<ul style="list-style-type: none"> 1 運転技能の向上及び事故防止を目的として、自動車学校において、署員を対象

	いる。(2件 県負担額241,164円)	<p>とした運転訓練を実施した。</p> <p>2 定期招集や朝礼等において、幹部職員による指示・教養を実施した。</p> <p>3 安全運転五則の唱和や定期的な車両清掃及び点検を実施して、安全運転意識の醸成に努めている。</p> <p>4 幹部職員による、運行前の運転者に対する、交通事故防止等に関する指示を実施している。</p>
	冠水した道路を走行したことにより、公用車が損傷し、使用不能となっている。(1件)	定期招集や朝礼時において、災害現場等へ臨場する際は、同乗者と連携して、天候や道路状況等に応じた安全運転の実施について、指示・教養している。

(4) 実施機関及び実施機関ごとの実施時期

機 関 名	実 施 時 期	
総 務 部	かごしま県民交流センター(かごしま県民大学中央センターを含む。) 消費生活センター 歴史資料センター黎明館 東京事務所 短期大学	平成30年10月22日 ～ 31年2月15日
P R ・ 観 光 戦 略 部	大阪事務所 福岡事務所	平成30年10月1日 ～ 同年11月9日
環 境 林 務 部	環境保健センター 森林技術総合センター	平成30年11月8日 ～ 31年2月15日
くらし保健福祉部	難病相談・支援センター 精神保健福祉センター ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所を含む。) こども総合療育センター 中央児童相談所(鹿児島知的障害者更生相談所を含む。) 大隅児童相談所 大島児童相談所(大島知的障害者更生相談所を含む。) 若駒学園 女性相談センター 知覧食肉衛生検査所 串木野食肉衛生検査所 阿久根食肉衛生検査所 大口食肉衛生検査所 末吉食肉衛生検査所 志布志食肉衛生検査所 鹿屋食肉衛生検査所 動物愛護センター	平成30年10月3日 ～ 31年2月15日
商 工 労 働 水 産 部	計量検定所 工業技術センター 吹上高等技術専門校 宮之城高等技術専門校 始良高等技術専門校 鹿屋高等技術専門校 鹿児島障害者職業能力開発校 水産技術開発センター	平成30年10月4日 ～ 31年2月15日
農 政 部	大隅加工技術研究センター 病害虫防除所 農業開発総合センター(農業大学校を含む。) 農業開発総合センター茶業部 農業開発総合センター大隅支場 農業開発総合センター茶業部大隅分場 農業開発総合センター熊毛支場 農業開発総合センター大島支場 農業開発総合センター徳之島支場 農業開発総合センター畜産試験場 肉用牛改良研究所 フラワーセンター 鹿児島中央家畜保健衛生所 鹿児島中央家畜保健衛生所熊毛支所 鹿児島中央家畜保健衛生所大島支所 鹿児島中央家畜保健衛生所徳之島支所 南薩家畜保健衛生所 北薩家畜保健衛生所 始良家畜保健衛生所 曾於家畜保健衛生所 肝属家畜保健衛生所	平成30年10月1日 ～ 31年2月15日
危 機 管 理 局	環境放射線監視センター 消防学校	平成30年10月31日 ～ 31年2月15日
始良・伊佐地域振興局	保健福祉環境部大口支所	平成30年12月20日 ～ 31年2月15日

機 関 名	実 施 時 期	
教育委員会	南薩教育事務所 始良・伊佐教育事務所 熊毛教育事務所 大島教育事務所 総合教育センター 図書館 奄美図書館 博物館 青少年研修センター 霧島自然ふれあいセンター 南薩少年自然の家 奄美少年自然の家 総合体育センター 埋蔵文化財センター	平成30年10月3日 ～ 31年2月15日
	楠隼中学校 鶴丸高等学校 甲南高等学校 鹿児島中央高等学校 錦江湾高等学校 武岡台高等学校 開陽高等学校 松陽高等学校 鹿児島東高等学校 鹿児島工業高等学校 鹿児島南高等学校 明桜館高等学校 指宿高等学校 山川高等学校 穎娃高等学校 枕崎高等学校 鹿児島水産高等学校 (薩摩青雲丸及び拓青を含む。) 加世田高等学校 加世田常潤高等学校 川辺高等学校 薩南工業高等学校 吹上高等学校 伊集院高等学校 市来農芸高等学校 串木野高等学校 川内高等学校 川内商工高等学校 川薩清修館高等学校 薩摩中央高等学校 鶴翔高等学校 野田女子高等学校 出水高等学校 出水工業高等学校 大口高等学校 伊佐農林高等学校 霧島高等学校 蒲生高等学校 加治木高等学校 加治木工業高等学校 隼人工業高等学校 国分高等学校 福山高等学校 曾於高等学校 志布志高等学校 串良商業高等学校 楠隼高等学校 鹿屋高等学校 鹿屋農業高等学校 鹿屋工業高等学校 垂水高等学校 南大隅高等学校 種子島高等学校 種子島中央高等学校 屋久島高等学校 奄美高等学校 古仁屋高等学校 喜界高等学校 徳之島高等学校 沖永良部高等学校 与論高等学校 鹿児島盲学校 鹿児島聾学校 武岡台養護学校 鹿児島養護学校 皆与志養護学校 桜丘養護学校 鹿児島高等特別支援学校 指宿養護学校 南薩養護学校 串木野養護学校 出水養護学校 加治木養護学校 牧之原養護学校 鹿屋養護学校 中種子養護学校 大島養護学校	平成30年10月2日 ～ 31年2月15日
公安委員会	免許管理課 免許試験課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察学校 鹿児島中央警察署 鹿児島西警察署 鹿児島南警察署 指宿警察署 南九州警察署 枕崎警察署 南さつま警察署 日置警察署 いちき串木野警察署 薩摩川内警察署 さつま警察署 阿久根警察署 出水警察署 伊佐警察署 横川警察署 始良警察署 霧島警察署 曾於警察署 志布志警察署 肝付警察署 鹿屋警察署 錦江警察署 種子島警察署 奄美警察署 沖永良部警察署	平成30年10月1日 ～ 31年2月15日

注 機関の名称は、「鹿児島県」及び「鹿児島県立」を省略して記載